

令和四年政令第二百九十三号

植物防疫法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令 抄

内閣は、植物防疫法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十六号）の施行に伴い、並びに同法附則第十三条並びに植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十条の五第一項及び第三十条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 関係政令の整備（第一条・第二条）

第二章 経過措置（第三条）

附則

第二章 経過措置

第三条 農林水産大臣は、植物防疫法の一部を改正する法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、同法による改正後の植物防疫法第十六条の七第二項の規定の例により、都道府県の承諾を得て、同項の計画を定めることができる。

この政令は、施行日（令和五年四月一日）から施行する。ただし、第三条の規定は、公布の日から施行する。